

# 結婚相談所で高額退会金

## 消費者を斬る

≫7



保和彦 弁護士  
丑久 弁

### 受けたサービスと比較を

なかなか良縁に恵まれず、結婚相談所に一年間の会員期間で入会しました。入会して一カ月ですが、希望の条件を満たす女性を紹介してもらえな

いため、退会を申し出たところ、会員期間中の退会には違約金六十万円が発生すると言われました。確かに、契約書には途中退会する場合には違約金が発生すると記載されていますが、六十万円もの違約金を支払わなく

てはいけなないのでしょか。 二〇〇四年、特定商取引法の一部が改正されました。これにより、サービスを超える結婚相手紹介料を払う業者は、同法の規制を受けようになりまし

た。利用者に契約内容などを明らかにする書面の交付が義務づけられ、利用者は書面を受け取った

日から八日間以内であればクーリングオフ（契約解除）が可能になりました。クーリングオフ期間を過ぎても、理由を問わずに途中解約することが認められました。また、途中解約した場合に発生する違約金の額は、既に入会したサービスに相当する金額と法定の解約料（最高二万円）の合計額に限られ、それ以外の特約は無効になります。

質問のケースは、クーリングオフ期間を過ぎていますが、受け取った書面に不備があれば今からでもクーリングオフができます。違約金を支払う必要ありません。書面に不備がないか専門家に相談してみてもいいでしょうか。

もし書面に不備がない場合でも、八日間を経過しているためクーリングオフはできませんが、中途解約は可能です。その場合は、仮に契約書で高額な違約金の定めがあったとしても、違約金として支払わなければならない金額は既に受けたサービスの代金相当額＋解約料（最高二万円）だけになります。

結婚相手紹介サービスに関するトラブルは年々増えています。業者の中には、出会の機会を求め男女の切実な悩みにつけ込み、詐欺まがいの手法で高額なお金を要求する悪徳業者も存在します。契約内容についてきちんとした説明がない業者には注意しなければなりません。

（丑久保和彦弁護士）



島根県弁護士会 ☎0852・21・3225  
(対応時間は平日9—12時、13—17時)